

## 新潟県立がんセンター新潟病院研究費ポイント内訳書

項 目		内 容	税抜き金額 (円) [税込み金額 (円)]
直接費	①直接研究費	・当該治験に関連して必要となる研究費 (1 症例の算出額) 【6,000 円×合計ポイント】	(1 症例の算出額) 円 [ 円 ]
	②旅費	・当該治験に必要な旅行に要する経費の県の規定による実額相当分	[ ]
	③謝金	・部外者の治験審査委員に対して支払う経費	21,000 円 [ 22,050 円 ]
	④備品費・(謝金)	・当該治験に必要な機械器具等の購入に要する経費 ・(被験者等に対して支払う経費)	[ ]
	⑤賃金または経費	・当該治験を実施するため、事務、治験の進行等の管理、治験薬管理等のため非常勤職員として雇用する者に支払う経費又は当該業務の委託のために支払う経費 【①×目標とする被験者数×0.5】	円 [ 円 ]
	⑥薬剤管理費	・治験薬の保管管理に要する経費 【①×目標とする被験者数×0.2】	円 [ 円 ]
	⑦事務管理費	・治験薬に必要な高熱水費 ・治験審査委員会事務処理、治験の進行等の管理に必要な経費 ・記録等の保存に必要な経費、消耗品費、印刷費、通信費 【①×目標とする被験者数×0.3】	円 [ 円 ]
	⑧モニタリング ・監査対応費	・モニタリング、監査への立ち会い等に要する経費 【①×目標とする被験者数×0.2】	円 [ 円 ]
間接費	⑨その他諸経費	・技術料、機械損料等 【①×目標とする被験者数×0.3】	円 [ 円 ]
小 計		治験審査委員会終了時支払い金額 計 ③+⑦+⑨	円 [ 円 ]
		契約締結時支払い金額 計 ④+⑤+⑥+⑧	円 [ 円 ]

契約締結日： 年 月 日

## 支払い方法

項目①については、1 症例毎に着手した時点。

項目②については、事例が生じた時点

項目③、⑦、⑨については、治験審査委員会終了時点。

項目④、⑤、⑥、⑧については、契約締結時点。

注 1) 本内訳書を基本とし、治験の内容に合わせて適宜変更して差し支えないこと。

注 2) 製造販売後臨床試験\*の場合には「治験」を「製造販売後臨床試験\*」と読み替えるものとする。

注 3) 抗癌剤以外の製造販売後臨床試験\*の場合には①直接経費の算定は【6,000 円×合計ポイント数×0.8】により算定する。